

平成28年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	介護給付費財政調整交付金			担当部局庁	老健局		作成責任者		
事業開始年度	平成12年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	介護保険計画課		介護保険計画課長 竹林 悟史		
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	介護保険法第122条、 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第1条の2、 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令			関係する計画、通知等	介護保険事業計画、介護給付費財政調整交付金の交付について(介護給付費財政調整交付金交付要綱)				
主要政策・施策	高齢社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	介護保険財政の調整を行うため、各保険者(市町村)に対して調整交付金を交付することにより、介護保険事業運営の安定化を図ることを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	・各保険者(市町村)に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付に要する費用の5%を総額として、各保険者(市町村)間における介護保険の財政調整を行う。 ○介護給付及び予防給付等に要する費用の負担割合 ・国・・・(1)介護給付費負担金 施設15%、その他20% (2)介護給付費財政調整交付金 5% ・都道府県・・・施設17.5%、その他12.5% ・市町村・・・12.5% ・1号保険料・・・22% ・2号保険料・・・28%								
実施方法	交付								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	437,493	463,345	468,846	482,260	502,723		
	執行額	431,680	451,686	450,888					
	執行率(%)	99%	97%	96%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由			定量的な成果目標と25~27年度の達成状況・実績					
	調整交付金は、法で定めるところにより、介護給付及び予防給付に要する費用を国が一部負担するものであり、国が一定の目標を定めて執行をするものではないため。			介護給付及び予防給付に要する費用を国が一部負担することにより、介護保険制度の安定的な運営を図る。平成27年度に当該交付金を交付した市町村数は1579市町村である。					
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度
	全保険者数として設定	当該交付金の交付保険者数	実績	市町村	1,580	1,579	1,579		
			目標値	市町村	1,580	1,579	1,579		1,579
			達成度	%	100	100	100		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	保険者数	活動実績	市町村	1,580	1,579	1,579			
		当初見込み	市町村	1,580	1,579	1,579		1,579	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	単位当たりコスト X:「執行額(百万円)」 Y:「保険者数」	単位当たりコスト	百万円	273	286	286		305	
		計算式	X/Y	431,680/ 1,580	451,686/ 1,579	450,888/ 1,579		482,260/1,579	

平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由	
	介護給付費財政調整交付金	482,260	502,723		介護給付費の増加による増
計	482,260	502,723			

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	基本目標区 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること							
		施策	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること(施策目標区-3-2)							
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標年度	目標年度	
		実績値	-	-	-	-	-	-		
		目標値	-	-	-	-	-	-		
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	保険者(市町村)に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付に要する費用の5%を総額として、各保険者(市町村)間の介護保険財政の調整を行うことにより、介護保険事業運営の安定化が図られ、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を確保することができる。									
	改革項目	分野:	社会保障	①要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討						
	アクション・プログラム	KPI (第一階層)	KPI		単位	計画開始時	27年度	28年度	中間目標	目標最終年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-	
目標値			-	-	-	-	-	100%		
達成度		%	-	-	-	-	-			
KPI (第二階層)		KPI		単位	計画開始時	27年度	28年度	中間目標	目標最終年度	
		成果実績	-	-	-	-	-	-		
	目標値	-	-	-	-	-	縮小			
達成度	%	-	-	-	-	-				
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
保険者機能を強化し、市町村による高齢者の自立支援・介護予防等を通じた給付の適正化を推進することにより、介護保険財政の安定化につながるとともに、給付費の地域差が縮小すると考えられる。										

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みであり、国は本制度が十分にその機能を果たし、かつ、安定的な事業運営が確保されるよう努める責務がある。その具体的な責務の表れとして、国費が投入されているところである。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	安定的な事業運営のため、公的責任が生じることから国、自治体、被保険者で費用負担を分担している。		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みであり、極めて優先度が高いものである。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		無			
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	介護保険制度の費用負担構成は法定事項であり、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	単位当たりコスト水準については、介護給付費が伸びていく中、比較的安定した伸び率で推移している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業の使途は法定事項であり、真に必要なものに限定されている。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		-	-		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績については、十分に見込みに見合ったものになっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		<p>介護給付費負担金は、介護給付費の20%(施設分は15%)について、国が各保険者に定率補助するものであるが、介護給付費財政調整交付金は、介護給付費の5%を財源として各保険者の責めによらない給付費増を財政調整するものであり、各保険者に定率補助をするものではない。</p> <p>また、介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金が各医療保険者から徴収し、各市町村に介護給付交付金として交付しているものであり、それぞれ性質が異なっており、役割分担を適切に行っている。</p>			
	所管府省・部局名	事業番号				事業名
	厚生労働省老健局	808				介護給付費負担金
	厚生労働省保険局	810				介護納付金負担金等
点検・改善結果	点検結果	本事業は、介護保険法第122条に規定する介護給付及び予防給付に要する費用に係る国の交付金であり、平成27年度においては1,579の保険者に対し本負担金を交付することにより、各保険者における安定的な介護保険制度の運営に寄与している。				
	改善の方向性	今後についても、介護給付費の見込み等を分析し、介護保険制度の安定的な運営を図るために、引き続き、適正かつ効率的な執行に努めてまいりたい。なお、平成27年度から、本交付金の選定基礎となる所得段階別加入者割合による調整方法について、各保険者(市町村)間の財政調整をよりきめ細やかにするため、これまでの6段階から9段階へと見直している。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果は妥当であり、介護保険法に基づき介護保険財政の調整を行うため、各保険者(市町村)に対して調整交付金を交付することにより、介護保険事業運営の安定化を図ることを目的とするものであることから、引き続き必要な予算を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り						
備考						
介護保険法に基づく介護給付に係る国庫負担であり、1つの事業であることから、シートを分割して作成することは困難である。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	549	平成23年度	499	平成24年度	441	
平成25年度	827	平成26年度	828	平成27年度	839	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

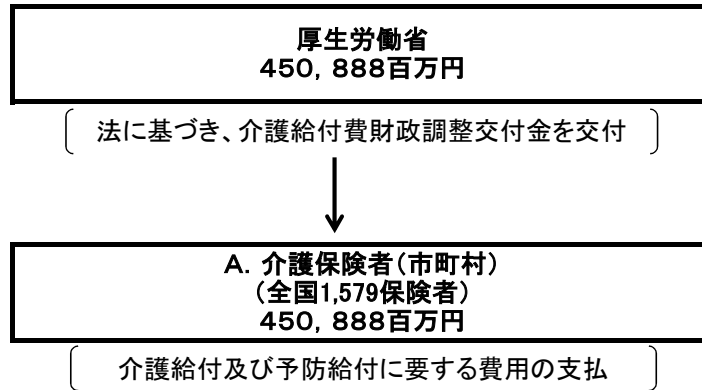
○介護保険給付の負担割合(平成27年度)

- ・国・・・(1)介護給付費負担金
施設15%、その他20%
- (2)介護給付費財政調整交付金 5%
- ・都道府県・・・施設17.5%、その他12.5%

介護給付費財政調整交付金

国 介護 給付費 負担金	介護給付費財政調整交付金	都道府県	市町村	1号保険料	2号保険料
-----------------------	--------------	------	-----	-------	-------

平成27年度実績



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A. 大阪市			B.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
保険給付費	介護保険給付	14,869			
審査費	国保連への審査支払手数料	11			
計		14,880	計		0

